

令和3年7月30日
資料提供

総務課 行政情報サービスセンター 担当者：鏡屋 電話 内線 3384 直通 225-1236
--

石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の公開・不存在決定に対する異議申立てに係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（小堀秀行弁護士）から、石川県知事に下記の答申がなされました。

答申の内容は、令和3年7月13日に開催した石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

記

答申第218号（諮問案件第271～280号）

平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム堆砂形状検討業務委託報告書（以下「本件業務委託報告書という。」）に関して、別表に掲げる本件処分1から10の内容が記載された公文書の公開・不存在決定に対する異議申立てについての諮問

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第218号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第271号～280号）
平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム堆砂形状検討業務委託報告書（以下「本件業務委託報告書という。」）に関して、別表に掲げる本件処分1から同10の内容が記載された公文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 公開決定 本件処分1～7
 - (2) 不存在決定 本件処分8、9、10
(保有していない理由)
保存期間を過ぎており廃棄済のため、存在しない。(本件処分8)
当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない(本件処分9)
当該請求に係る公文書は保管されていないため、存在しない。(本件処分10)
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H25. 9. 27 公開請求（本件業務委託報告書）	(6) H26. 1. 26 公開請求（本件処分10）
(2) H25. 10. 4 一部公開決定（非公開情報：個人情報）	(7) H26. 2. 10 不存在決定（本件処分10）
(3) H25. 10. 16 公開請求（本件処分1～9）	(8) H26. 2. 13 異議申立て（本件処分10）
(4) H25. 11. 15 公開決定・不存在決定（本件処分1～9）	(9) R 2. 7. 30 諮問
(5) H25. 12. 12 異議申立て（本件処分1～9）	(10) R 3. 7. 30 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県土木部河川課（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象文書」という。）につき、公開又は不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第7条 （公開） 条例第11条 第2項 （不存在）	(1) 主な論点 異議申立人は、公開の決定に係る本件処分1から同7に関して「公開された資料は、以前に公開された文書であり、それに記載されていなかったもので改めて公開請求したものであり、これでは、請求した内容を示す公文書ではない」と述べている。 また、本件処分8から同10に関しては、「これらの内容は検査に合格した委託業者の報告書であれば、必ず書かれている内容であり、これらが含まれていない文書は公文書でない。」などと主張している。 これに対し、実施機関は、「業務委託業者からは、本件業務委託報告書以外の成果品や関係資料を取得していないため、請求内容に関連する記載が本件業務委託報告書内にあるものについては、それを対象文書と特定し改めて公開決定を行うとともに、関連する記載がないものについては、不存在決定を行った。」としている。 (2) 審査会の判断 ア 本件対象文書の存否について 実施機関は、本件業務委託報告書については、文書保存期間にかかわらず、今後の業務に必要と判断したため保管していたが、それ以外の成果品や関係資料については、作成取得していなかったか、石川県文書管理規程（平成14年4月1日訓令第7号。以下「規程」という。）にのっとり、保存期間（5年）後に廃棄したとしている。

	<p>本件業務委託にかかる関係資料は、平成16年度に作成された文書であるが、平成25年10月時点で既に保存期間が満了している状況であり、廃棄されていたとしても不自然ではない。また、当審査会では、規程に定める公文書の保存文書台帳及び手元保管文書台帳における文書登録が確認できなかったとともに、当該文書が存在する可能性がある庁舎等の書庫を点検しても、当該文書の存在は確認できなかった。</p> <p>したがって、本件業務委託報告書以外の本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張については、不自然な点は認められず、本件業務委託報告書以外の本件対象文書が存在すると認めるに足りる事情は存しない。</p> <p>イ 本件処分の妥当性について</p> <p>(ア) 公開決定処分（本件処分1～7）について</p> <p>改めて聞き取り調査した結果、実施機関は、本件請求に対して「不存在」とせず、本件業務委託報告書に記載された当該請求事項にかかる箇所を公開したものであるが、その理由は、本件公開請求の書面に「本件業務委託報告書について」と前置きした上でなされた請求であることから、本件業務委託報告書に記載された当該請求事項に係る箇所を改めて公開請求されたものと解釈したとしている。</p> <p>本件業務委託報告書以外の成果品や関係資料を求めたものと解釈も考えられるが、これに対して、あえて既に公開された文書を公開し、これ以上の文書は存在していないという意味を含めたとしている。</p> <p>したがって、本件業務委託報告書以外の成果品や関係資料が存在しないとの実施機関の主張に不自然な点がないことから、実施機関が本件業務委託報告書に記載された当該請求に係る箇所を改めて公開したとしても、不当とまでは言えない。</p> <p>(イ) 不存在決定処分（本件処分8～10）について</p> <p>これについても、上記のとおり、本件業務委託報告書以外の本件対象文書が存在すると認めるに足りる事情は存しないことから、本件処分8から同10の不存在の決定については、特段、不合理とは言えない。</p>
--	---

(別表)

本件公開請求に係る処分内容（処分番号順）

処分番号	処分区分	項目番号	本件公開請求の内容
本件処分1 報告書P3-16	公開	4	河床材料粒度試験の各地点における試料の採取方法の記載結果
本件処分2 報告書P3-26～29	公開	5	現場での採取時の記録写真
本件処分3 報告書P3-17～25	公開	6	現場計測の記録データシート（砂礫粒度調査表、粒度曲線図、フルイ分け重量表、土の粒度試験表、外業野帳）
本件処分4 報告書P3-26	公開	10	No.2' 駒埴町（右岸）の採取作業記録写真
		18	(4) 調査地点周辺に見られる最大粒径の表が記載されているが、その表の根拠となる各地点の各玉石の計測作業記録写真
本件処分5 報告書P3-31	公開	12	No.2' 駒埴町（右岸）の写真でメジャーにより表面に見られる礫の大きさが計測されているが、その記録
		18	(4) 調査地点周辺に見られる最大粒径の表が記載されているが、その表の根拠となる各地点の各玉石の計測結果
本件処分6 報告書P4-9	公開	14	現河床に水位がある地点での試料採取時には、試掘坑内にも地下水が見られて濁水となっている。このような場合には、細粒分や砂分は採取時に流失し、正確な試料採取ができないが、採取ができた根拠
		21	5.辰巳ダムの堆砂計算において粗度係数を0.040とした根拠
本件処分7 報告書P3-32	公開	20	表3.3.11 調査地点の選定結果で、 No.1 地点で辰巳用水取水堰の影響があるとした具体的な工学的根拠 No.3' 地点ではダムの影響があるとした理由 No.3 地点で下流側固定堰の影響があるとした理由
本件処分8	不存在	1	本業務の発注契約内容の分かる書類
		2	本業務の業務に対する特記仕様書
		3	本業務の作業計画書
本件処分9	不存在	5	室内試験前の試料写真、試験記録写真
		7	室内試験のデータシート、土粒子の密度試験のデータシート
		10	No.2 瀬領町（右岸）の試験結果

		1 3	作業記録写真にはφ100 ミリ以上の玉石が多数認められるが、試験結果では100 ミリ以上の礫が見られない理由
		1 5	試料採取には調査職員が立ち会っていないが、その理由
		1 6	採取された試料のほとんどは作業記録写真で見る限りは、堆砂の表面から20 cm程度の表土が採取されている。その理由について
		1 7	石川県土木部調査関係共通仕様書の地質調査編の粒土試験の項では、 第10章 粒度分析 第1節 粒度分析 第58条 要旨 この試験は河床及び海底底質を採取し、その平均粒径を求めるものである。と規定されており、試料採取に当たっては堆積面から孤立した礫を取り除くことと、表層30 cmを取り除き、それ以深から最大の粒径に応じた深さと面積の試料を採取することを規定している。しかし、作業記録写真を見る限り、そのような採取が実施されていないと思われる。なぜ、共通仕様書に基づかない採取を実施したのか、その理由
		1 9	この最大径と粒度試験の最大径の違いについての説明
本件処分10	不存在	2 2	本件業務委託報告書について、現地で行われた河川材料調査の成果品の内、仕様書に定められている下記項目の内、前回公開されていない外業野帳 第63条 成果品 成果品は、次のとおりとする。 (1) 砂礫粒度調査表 (2) 粒度曲線図 (3) フルイ分け重量表 (4) 土の粒度試験表 (5) 外業野帳
情報提供		8	これらの試験の方法を規定した文書
		9	最大粒径、平均粒径及び混合比λの算出方法
		1 1	試験採取時にポールで囲んでいるが、その理由

※ 処分区分の「報告書」とは「本件業務委託報告書」のことである。

答申第218号

答 申 書

令和3年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表に掲げる項目番号1から同22の公文書につき、公開又は不存在とした決定は、いずれも妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成25年10月16日に、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム堆砂形状検討業務委託報告書（以下「本件業務委託報告書」という。）に関して、別表に掲げる項目番号1から同21の公文書の公開請求を行った。

また、平成26年1月26日に、本件業務委託報告書に関して、別表に掲げる項目番号22の公文書の公開請求を行った。

以下、2件の公開請求に係る項目番号1から同22までの公開請求を「本件公開請求」という。

2 実施機関の決定

（1）公開決定

実施機関は、平成25年11月15日（延長後の処分決定日）に、項目番号4、同5のうち「現場での採取時の記録写真」、同6、同10のうち「駒帰町（右岸）の採取作業記録写真」、同12、同14、同18、同20、同21について、別表に掲げる当該項目番号に対応する「処分区分」欄に掲げる本件業務委託報告書の該当頁を特定したうえで、7件の公開決定（本件処分1から同7）を異議申立人に通知した。

（2）不存在決定

また、実施機関は、同日付けで、項目番号1、同2、同3、同5のうち「室内試験前の試料写真、試験記録写真」、同7、同10のうち「瀬領町（右岸）の試験結果」、同13、同15、同16、同17、同19について、2件の不存在を決定（本件処分8及び同9）し、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

項目番号1、同2、同3

保存期間を過ぎており廃棄済みのため、存在しない。

項目番号5のうち「室内試験前の試料写真、試験記録写真」、同7、同10のうち

「瀬領町（右岸）の試験結果」、同13、同15、同16、同17、同19

当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

さらに、項目番号22については、平成26年2月10日に、不存在を決定（本件処分10）し、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は保管されていないため、存在しない。

※ 実施機関に確認したところ、「保管されていない」は「取得していない」との意味で、業務委託報告書の検収時に確認しただけとのこと。

なお、項目番号8、同9、同11については、一般の閲覧に供されている「土木部調査関連共通仕様書」及び「JIS A1204」が対象文書となることから、その旨、実施機関が異議申立人に説明したところ、公開請求が取り下げられたので、公開請求に係る処分決定は行っていないとのことである。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分1から同9について、処分を不服として、平成25年12月12日に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立を行った。また、本件処分10についても、平成26年2月13日に異議申立を行った。

4 諮問

実施機関は、令和2年7月30日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分1から同10の異議申立につき、一括して諮問を行った。

5 諮問案件の併合

上記の異議申立てについては、何れも本件業務委託報告書に関する公開又は不存在の決定に対してなされたものであることから、当審査会は、一括して審議し、答申することとした。

第3 異議申立の主張主旨

1 異議申立の理由

異議申立人の申し立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

なお、当審査会において、異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し、意見を求めたが、期限までに書面の提出はなかった。

（1）本件処分1 [項目番号4]

公開された資料は、以前に公開された文書であり、それに記載されていなかったもので改めて公開請求したものであり、これでは、請求した内容を示す公文書ではない。

(2) 本件処分2 [項目番号5のうち「現場での採取時の記録写真」]

公開された資料は、以前に公開された文書であり、それに詳細な記録写真が記載されていなかったもので改めて公開請求したものであり、これでは、請求した内容を示す公文書ではない。

(3) 本件処分3 [項目番号6]

公開された資料は、以前に公開された文書であり、それに現場計測の記録が全くなかったもので改めて公開請求したものであり、これでは、請求した内容を示す公文書ではない。

(4) 本件処分4 [項目番号10のうち「瀬領町(右岸)の採取作業記録写真」、同18のうち「表の根拠となる各地点の各玉石の計測作業記録写真」]

公開された資料は、以前に公開された文書であり、それに試料採取の記録写真がなかったし、各地点で玉石の形状を計測したとされているのに記載がなかったもので、改めて公開請求したものであり、これでは、請求した内容を示す公文書ではない。

(5) 本件処分5 [項目番号12、同18のうち「表の根拠となる各地点の各玉石の計測結果」]

公開された資料は、以前に公開された文書であり、それに試料採取の記録写真がなかったし、各地点で玉石の形状を計測したとされているのに記載がなかったもので、改めて公開請求したものであり、これでは、請求した内容を示す公文書ではない。

(6) 本件処分6 [項目番号14、同21]

公開された資料は、辰巳ダムの粗度係数の根拠を示す資料であって、項目番号14の請求に対する内容を示すものではない。また、公開された粗度係数は一般値であるが、自然河川ではないダム湛水地内の粗度について示した表ではない。よって、これでは、請求した内容を示す公文書ではない。

(7) 本件処分7 [項目番号20]

公開された資料は、項目番号20の請求に対する内容を示すものではない。

また、調査地点の選定条件といろいろと書かれているが、まず選定条件の基本は、河川構造物の影響がない地点を選定することであり、今回の調査地点はいずれもそうした構造物の影響により堆積したと思われる地点であり、しかも請負者自身がそ

うした影響がある地点であることを自白しているような報告書である。しかし、具体的な河川工学的な根拠については何の説明もないのでその根拠を請求したものであり、公開されたものは、請求した内容を示す公文書ではない。

(8) 本件処分8 [項目番号1、同2、同3]

辰巳ダムに関する公文書については、現在裁判が進行中であり、こうした資料について保存期限が来たからと言って廃棄されるはずがない。もし廃棄された場合には、その廃棄記録が有るはずである。そうした記録も示さないで不存在といわれても、納得できるものではない。

(9) 本件処分9 [項目番号5のうち「室内試験前の試料写真、試験記録写真」、同7、同10のうち「No.2 瀬領町(右岸)の試験結果」、同13、同15、同16、同17、同19]

これらの内容は、検査に合格した委託業務の報告書で有れば、必ず書かれている内容であり、これらが含まれていない公開された公文書は、公文書ではないと判断される。よって、完成検査に合格し、日本の河川工学の権威の流域委員会の委員のみなさまが、内容をチェックされた公文書が別にあるはずである。

(10) 本件処分10 [項目番号22]

この成果品としての外業野帳は、石川県の定める地質調査共通仕様書の中に定められているものであり、検査に合格した業務委託の報告書であれば、必ず書かれている内容であり、これが含まれていない公開された文書は、公文書ではないと判断される。よって、完成検査に合格し、日本の河川工学の権威である流域委員会の委員が、内容をチェックされた公文書が別にあるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、概ね次のとおりである。

異議申立人は、既に公開を受けた本件業務委託報告書の成果品に疑義があるとして、その詳細に係る公文書の公開を求めた。

しかし、業務受託業者からは、本件業務委託報告書以外の成果品や関係資料を取得していないため、請求内容に関連する記載が本件業務委託報告書内にあるものについては、それを対象文書として特定し、改めて公開決定を行うとともに、関連する記載がないものについては、不存在決定を行った。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文

書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象文書について

本件公開請求に係る対象文書は、本件業務委託報告書に関して、別表に掲げる項目番号1から同22の内容が記載された公文書(以下「本件対象文書」という。)である。

3 本件対象文書の存否について

実施機関によれば、本件業務委託報告書については、文書保存期間にかかわらず、今後の業務に必要と判断したため保管していたが、それ以外の成果品や関係資料については、作成・取得していなかったか、若しくは石川県文書管理規程(平成14年4月1日訓令第7号。以下「規程」という。)にのっとり、保存期間後に廃棄したとしている。

通常、業務委託の成果品として業務委託報告書が納品され、報告書の巻末に付属資料が収録(本件業務委託報告書には100年間給砂量、洪水調整容量計算資料等を収録)されることから、関係資料が納品されることはない。

また、本件業務委託にかかる関係資料は、平成16年度に作成された文書であるが、規程によれば、当該文書の保存期間は原則5年であるため、公開請求があった平成25年10月時点において、既に保存期間が満了している状況にあり、廃棄されていたとしても不自然ではない。

そこで、当審査会では、規程に定める公文書の保存文書台帳及び手元保管文書台帳において、本件対象文書又はこれに類する文書の登録があるか確認したところ、当該文書の登録は確認できなかった(当該文書に係る廃棄文書一覧も確認できなかった。)

さらに、当審査会の事務局職員をして、当該文書が存在する可能性のある庁内等の書庫を点検させたところ、当該文書の存在は確認できなかった。

したがって、本件業務委託報告書以外の本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張については、不自然な点が認められず、当該報告書以外の本件対象文書が存在すると認めるに足る事情は存しない。

4 本件処分の妥当性について

(1) 公開決定処分[本件処分1から同7]について

異議申立人は、公開の決定にかかる本件処分1から同7に関して、「公開された資

料は、以前に公開された文書であり、それに記載されていなかったのを改めて公開請求した」と述べている。

当審査会において、異議申立人に対する当時の公開状況を確認したところ、平成25年9月27日に本件業務委託報告書の公開請求が行われ、同年10月4日に一部公開（非公開情報は条例第7条第2号の個人情報）が決定され、同月8日に一部公開が実施されている。

その後、異議申立人は、同月16日に「本件業務委託報告書について以下の資料について公開ください」として、別表に掲げる項目番号1から同21の公文書の公開請求を行い、これら請求に対し、実施機関は、請求内容に関連する記載が本件業務委託報告書内にあるものについては、該当頁を本件対象文書と特定し、同年11月15日に本件処分1から同7の公開決定を行っている。

同年10月8日に一部公開された文書と同年11月15日に本件各公開決定された文書を比較すると、確かに、異議申立人が主張するとおり、同一文書であると認められる。

これについて、実施機関は上記3で述べているとおり、本件業務委託報告書以外の成果品や関係資料については、作成・取得していなかったか、若しくは廃棄済みにより、存在しないと主張しており、その主張に不自然な点は認められない。

改めて聞き取り調査をした結果、実施機関は、本件請求に対して「不存在」とせず、本件業務委託報告書に記載された当該請求事項にかかる箇所を公開したものであるが、その理由は、本件公開請求の書面に「本件業務委託報告書について」と前置きした上でなされた請求であることから、本件業務委託報告書に記載された当該請求事項にかかる箇所を改めて公開請求されたものと解釈したとしている。

本件業務委託報告書以外の成果品や関係資料を求めたものとの解釈も考えられるが、これに対して、あえて既に公開した文書を公開し、これ以上の文書は存在していないという意味を込めたとしている。

したがって、本件業務委託報告書以外の成果品や関係資料が存在しないとの実施機関の主張に不自然な点がないことから、実施機関が本件業務委託報告書に記載された当該請求事項にかかる箇所を改めて公開したとしても、不当とまでは言えない。

(2) 不存在決定処分〔本件処分8から同10〕について

本件処分8は、本件業務委託にかかる契約関係書類の不存在の決定にかかる処分であり、本件処分9及び同10は、河床材料の試料写真や試験データ記録、外業野帳、報告書記載の理由が書かれた文書の不存在の決定に係る処分である。

これについても、上記3で述べているとおり、本件業務委託報告書以外の本件対象文書が存在すると認めるに足る事情は存しない。

したがって、本件処分8から同10の不存在の決定については、特段、不合理とは言えない。

5 その他

異議申立人は、本件業務委託報告書について、「検査に合格した委託業務の報告書であれば、必ず書かれている内容であり、これが含まれていない公開された公文書は、公文書ではないと判断される」等、種々主張するが、当審査会はその可否を判断する立場にはなく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

7 付言

本件において、異議申立てから諮問まで6年7月を要している。時間の経過とともに事実確認が困難になってくると思われるため、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

また、公開の決定にあたっては、事前に請求人に請求の内容若しくは対象について確認するなどして、対象文書の特定に努めることが求められる。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、下表のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年7月30日	○ 諮問を受けた。(諮問河第616号)
令和2年8月26日	○ 実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
令和3年2月10日 (第314回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年3月22日 (第315回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年6月1日 (第316回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年7月13日 (第317回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(別表)

本件公開請求に係る処分内容（項目番号順）

項目番号	本件公開請求の内容	処分区分	処分番号
1	本業務の発注契約内容の分かる書類	不存在	本件処分8
2	本業務の業務に対する特記仕様書		
3	本業務の作業計画書		
4	河床材料粒度試験の各地点における試料の採取方法の記載結果	公開	本件処分1 報告書P3-16
5	現場での採取時の記録写真、	公開	本件処分2 報告書P3-26～29
	室内試験前の試料写真、試験記録写真	不存在	本件処分9
6	現場計測の記録データシート（砂礫粒度調査表、粒度曲線図、フルイ分け重量表、土の粒度試験表、外業野帳）	公開	本件処分3 報告書P3-17～25
7	室内試験のデータシート、土粒子の密度試験のデータシート	不存在	本件処分9
8	これら試験の方法を規定した文書		情報提供
9	最大粒径、平均粒径及び混合比λの算出方法		
10	No.2 瀬領町（右岸）の試験結果	不存在	本件処分9
	No.2' 駒帰町（右岸）の採取作業記録写真	公開	本件処分4 報告書P3-26
11	試験採取時にポールで囲んでいるが、その理由		情報提供
12	No.2' 駒帰町（右岸）の写真でメジャーにより表面に見られる礫の大きさが計測されているが、その記録	公開	本件処分5 報告書P3-31
13	作業記録写真にはφ100ミリ以上の玉石が多数認められるが、試験結果では100ミリ以上の礫が見られない理由	不存在	本件処分9
14	現河床に水位がある地点での試料採取時には、試験坑内にも地下水が見られて濁水となっている。このような場合には、細粒分や砂分は採取時に流失し、正確な試料採取ができないが、採取ができた根拠	公開	本件処分6 報告書P4-9
15	試料採取には調査職員が立ち会っていないが、その理由	不存在	本件処分9
16	採取された試料のほとんどは作業記録写真で見える限りは、堆砂の表面から20cm程度の表土が採取されて		

	いる。その理由について		
17	石川県土木部調査関係共通仕様書の地質調査編の粒土試験の項では、 第10章 粒度分析 第1節 粒度分析 第58条 要旨 この試験は河床及び海底底質を採取し、その平均粒経を求めるものである。と規定されており、試料採取に当たっては堆積面から孤立した礫を取り除くことと、表層30cmを取り除き、それ以深から最大の粒径に応じた深さと面積の試料を採取することを規定している。しかし、作業記録写真を見る限り、そのような採取が実施されていないと思われる。なぜ、共通仕様書に基づかない採取を実施したのか、その理由	不存在	本件処分9
18	(4) 調査地点周辺に見られる最大粒径の表が記載されているが、その表の根拠となる各地点の各玉石の計測結果	公開	本件処分5 報告書P3-31
	並びに作業記録写真	公開	本件処分4 報告書P3-26
19	この最大径と粒度試験の最大径との違いについての説明	不存在	本件処分9
20	表3.3.11 調査地点の選定結果で、 No.1 地点で辰巳用水取水堰の影響があるとした具体的な工学的根拠 No.3' 地点ではダムの影響があるとした理由 No.3 地点で下流側固定堰の影響があるとした理由	公開	本件処分7 報告書P3-32
21	5.辰巳ダムの堆砂計算において粗度係数を0.040とした根拠	公開	本件処分6 報告書P4-9
22	本件業務委託報告書について、現地で行われた河川材料調査の成果品の内、仕様書に定められている下記項目の内、前回公開されていない外業野帳 第63条 成果品 成果品は、次のとおりとする。 (1) 砂礫粒度調査表 (2) 粒度曲線図 (3) フルイ分け重量表 (4) 土の粒度試験表 (5) 外業野帳	不存在	本件処分10

※ 処分区分の「報告書」とは「本件業務委託報告書」のことである。

(参 考)

本件公開請求に係る処分内容（処分番号順）

処 分 番 号	処 分 区 分	項 目 番 号	本 件 公 開 請 求 の 内 容
本件処分1 報告書P3-16	公開	4	河床材料粒度試験の各地点における試料の採取方法の記載結果
本件処分2 報告書P3-26～29	公開	5	現場での採取時の記録写真
本件処分3 報告書P3-17～25	公開	6	現場計測の記録データシート（砂礫粒度調査表、粒度曲線図、フルイ分け重量表、土の粒度試験表、外業野帳）
本件処分4 報告書P3-26	公開	10	No. 2' 駒帰町（右岸）の採取作業記録写真
		18	（4）調査地点周辺に見られる最大粒径の表が記載されているが、その表の根拠となる各地点の各玉石の計測作業記録写真
本件処分5 報告書P3-31	公開	12	No. 2' 駒帰町（右岸）の写真でメジャーにより表面に見られる礫の大きさが計測されているが、その記録
		18	（4）調査地点周辺に見られる最大粒径の表が記載されているが、その表の根拠となる各地点の各玉石の計測結果
本件処分6 報告書P4-9	公開	14	現河床に水位がある地点での試料採取時には、試掘坑内にも地下水が見られて濁水となっている。このような場合には、細粒分や砂分は採取時に流失し、正確な試料採取ができないが、採取ができた根拠
		21	5. 辰巳ダムの堆砂計算において粗度係数を0.040とした根拠
本件処分7 報告書P3-32	公開	20	表3.3.11 調査地点の選定結果で、 No. 1 地点で辰巳用水取水堰の影響があるとした具体的な工学的根拠 No. 3' 地点ではダムの影響があるとした理由 No. 3 地点で下流側固定堰の影響があるとした理由
本件処分8	不存在	1	本業務の発注契約内容の分かる書類
		2	本業務の業務に対する特記仕様書
		3	本業務の作業計画書
本件処分9	不存在	5	室内試験前の試料写真、試験記録写真
		7	室内試験のデータシート、土粒子の密度試験のデー

			タシート
		1 0	No.2 瀬領町（右岸）の試験結果
		1 3	作業記録写真にはφ100 ミリ以上の玉石が多数認められるが、試験結果では100 ミリ以上の礫が見られない理由
		1 5	試料採取には調査職員が立ち会っていないが、その理由
		1 6	採取された試料のほとんどは作業記録写真で見える限りは、堆砂の表面から20 cm程度の表土が採取されている。その理由について
		1 7	石川県土木部調査関係共通仕様書の地質調査編の粒土試験の項では、 第10章 粒度分析 第1節 粒度分析 第58条 要旨 この試験は河床及び海底底質を採取し、その平均粒径を求めるものである。と規定されており、試料採取に当たっては堆積面から孤立した礫を取り除くことと、表層30 cmを取り除き、それ以深から最大の粒径に応じた深さと面積の試料を採取することを規定している。しかし、作業記録写真を見る限り、そのような採取が実施されていないと思われる。なぜ、共通仕様書に基づかない採取を実施したのか、その理由
		1 9	この最大径と粒度試験の最大径の違いについての説明
本件処分 10	不存在	2 2	本件業務委託報告書について、現地で行われた河川材料調査の成果品の内、仕様書に定められている下記項目の内、前回公開されていない外業野帳 第63条 成果品 成果品は、次のとおりとする。 (1) 砂礫粒度調査表 (2) 粒度曲線図 (3) フルイ分け重量表 (4) 土の粒度試験表 (5) 外業野帳
情報提供		8	これらの試験の方法を規定した文書
		9	最大粒径、平均粒径及び混合比 λ の算出方法
		1 1	試験採取時にポールで囲んでいるが、その理由

※ 処分区分の「報告書」とは「本件業務委託報告書」のことである。